

新型コロナ感染防止対策の各支部の取り組み

向陽支部の感染防止対策

向陽支部では新型コロナウイルス感染防止の取り組みとしまして、国、府、市が行っている給付金、補助金、助成金の案内や、組合本部と合わせまして支部費を2カ月分免除、また感染防止対策をアピールし安心してサロンに来ていただけるようにポスターを作り、各サロン店頭に貼って頂いております。次には向陽支部サロンマップの作成を進めており、支部組合員様が平等に潤って頂けるように奮闘中です！

感染対策ポスターの配布事業に
西京支部・上京支部・伏見支部・丹後支部もご参加いただきました。



向陽支部
支部長 加藤

相楽支部の新型コロナウイルス感染防止対策

1. 3密の回避
2. 従業員のマスク着用
3. 顧客・従業員の手指消毒
4. 換気
5. その他気づいたこと、できることはすべて

相楽支部 支部長 宜本

上京支部の新型コロナウイルス感染防止対策

感染防止対策ポスターを支部全店へ配布し、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を支部全店で取り組んでいる事を、お客様へアピールし、全店へ衛生管理の徹底を再確認して頂きました。

上京支部 支部長 原口

伏見支部の新型コロナウイルス感染防止対策

感染防止対策ポスターを支部全店へ配布し、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を支部全店で取り組んでいる事を、お客様へアピールし、全店へ衛生管理の徹底を再確認して頂きました。

伏見支部 支部長 向井

丹後支部の新型コロナウイルス感染防止対策

感染防止対策ポスターを支部全店へ配布し、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を支部全店で取り組んでいる事を、お客様へアピールし、組合本部に合わせて支部費を2カ月分免除致しました。

丹後支部 支部長 谷口

左京支部の新型コロナウイルス感染防止対策

支部組合員様に2万円の支部からの給付金を給付し、少しでも支部組合員様のサロン運営支援金としてご活用して頂きたく行ないました。また感染防止対策ポスターも制作、配布予定です。

左京支部 支部長 高木

北支部の新型コロナウイルス感染防止対策

5月20日に北支部38店舗に次の①②③を配布いたしました。

- ①次亜塩素酸水2リットルを2本
- ②超音波加湿器
- ③マスク1箱(50枚入り)

「大切なお客様の幸せと喜びの為、感謝の気持ちを大切にお客様に安心してご来店いただける環境を維持し、公衆衛生対策にお役立ていただけますようにと思っております。」という言葉添えて配布させていただきました。

北支部 支部長 大森

山科支部の新型コロナウイルス感染防止対策

本部組合費に合わせて支部費を2ヶ月分免除しました。またフェイスシールドを準備し、支部組合員様へ順次配布予定している。

山科支部 支部長 粟津

南支部の新型コロナウイルス感染防止対策

支部での取り組みは、今は、完全予約にして、多数のお客様との接触を防ぐ事、手指や、扉等の消毒、さらには、組合指定業者の推奨する業務用空気洗浄機の使用を促し、空間をよりクリーンを目指すよう、業者よりグループ長に指導を行い各ブロック組合員に発信しています。

南支部 支部長 村上

福知山支部の新型コロナウイルス感染防止対策

4月消毒液(次亜塩素酸)配付。
5月アルコール手指消毒ジェル配付。
7月地域の新聞の暑中御見舞いに、新型コロナ対策のガイドラインに沿って営業をしていることを伝える。

商工会議所、市役所からの新型コロナウイルスに関する支援等の制度についてを配付。
8月ガイドライン推進宣言事業所ステッカー申込みする。

福知山支部 支部長 駒澤

亀岡支部の新型コロナウイルス感染防止対策

マスク1箱(50枚入り)とアルコール消毒液1本を配布しました。

亀岡地区でのコロナ発生状況を支部組合員全店に共有するため、タイムリーに情報を伝え、注意喚起を常に行っています。

亀岡支部 支部長 小倉

東山支部の新型コロナウイルス感染防止対策

支部費2カ月分の免除と、感染防止ガイドライン実施促進事業を支部で徹底し取り組んでいくように支部会員様に呼びかけを行なってまいります。また夏用のマスクを配布する予定です。

東山支部 支部長 尾崎

宇治支部の新型コロナウイルス感染防止対策

4月にコロナに対する連絡事項と注意喚起を行い、消毒液を組合員にお渡ししました。現在はアンケートを配布し、各店の対策状況の把握に努めております。

宇治支部 支部長 柳田

中京支部の新型コロナウイルス感染防止対策

三密を避け、又従業員の労力削減を目標に、ライン、メール、ファックスのいずれかを当組合員全員登録を目指し只今約半数を獲得しています。今後各資料や決算報告、総会議案、決議等は一斉送信と賛否も頂けるよう目指しております。

中京支部 支部長 二上

西京支部の新型コロナウイルス感染防止対策

対策グッズの供給。マスク50袋 一箱。
プロバイオミスト 消毒液480ml1本
各サロンの衛生管理のお伝えポスター2枚。
支部費について。2カ月分免除。美容業に関する制度給付金、補助金、融資の申し込み等の説明やお手伝い。

西京支部 支部長 廣瀬

上京支部の新型コロナウイルス感染防止対策

1組合員当たり 消毒液2本(定価1,800円)、マスク50枚を配布、支部費4ヶ月分を免除しました。「コロナ感染症予防対策営業実施中」のポスターを希望者に配布しました。

上京支部 支部長 山本

第3回理事会

2020. 6. 1

2020年度 第3回書面による理事会議事録

議題

1. 理事長、副理事長、常務理事の就任について確認され、各理事の担当部会案についても賛成多数により可決承認された。
2. 理事会の進め方について、会議運営及び役員選任規程第18条記載の
 - ・理事会の議案は常務理事会の議を経て理事長が提案する。
 - ・各理事が独自の議案を提案しようとする時は、その内容、理由を前もって文面にして理事長の承認を得るものとする。について確認を得た。
3. 管理美容師資格認定講習会を11月に開催予定し、京都府の認可を得しだい、詳細を公表することが確認された。
4. マガジン6月号の発送は6月10日前後を予定していることを周知した。
5. ブロック長選出については、各ブロックで話し合って決定していただくことを了解いただき、前ブロック長又はそのブロックから選出された常務理事から連絡していただき、決まれば本部までご連絡いただくようお願いした。
6. 教育委員・技術委員については支部のご推薦をいただいた方々の委嘱が賛成多数により、可決承認された。
7. 今年度、指定業者制度の更新をされた企業の確認を得た。
8. 経営講座・衛生管理講習会の開催については予定通り10月12日(月)京都ガーデンパレスにて開催予定していることが確認された。
9. 美容まつりについても行う予定であることが確認された。
10. 新年会は1月25日開催予定であることが確認された。

次回、理事会は新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、直接、議案を審議出来る時期を調整いたします

第4回理事会

2020年7月22日

第4回書面理事会議事録

議案

1. 美容まつり実行委員会は8月5日に理事長、副理事長、総務部長、厚生部長、各ブロック長により開催予定であることが確認された。
 2. 教育部 着付教室は9月14日から10月26日の5回コースで開催予定であり、日本髪講習会の10月より後期分を順次開催予定であることが確認された。
 3. 経営講座・衛生管理講習会開催については10月12日(月)佐々木晃氏を講師として迎え、京都ホテルオークラで開催予定であることが確認された。
 4. 新年会について1月25日(月)京都ホテルオークラで開催予定である。会費は10,000円(永年勤続被表彰者は8,000円)とし、おみやげはオークラ特製リーフパイ(540円税込み)をつけることが確認された。
 5. 来年度の選手権大会については2021年6月28日(月)ロームシアター京都 サウスホールで開催予定していることが確認された。
※なお、②、③、④、⑤は新型コロナウイルス感染症拡大の状況により中止または延期となることも確認された。
 6. 交通事故傷害保険については資料の通りであり、総合福祉共済・休業補償制度についても加入促進について確認された。
 7. 京都産業21「助け合いの輪」補助金によるweb会議について補助金対象となれば実施することが賛成多数で可決承認された。
 8. 新型コロナ関連
 - ・「美容業における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」の再確認依頼について確認された。
 - ・全国生活衛生指導センター「ガイドライン実施促進事業」への参加についてはセンターから事業の詳細がきてから別途案内する。
 - この事業への参加については賛成多数で可決承認された。
 - ・家賃支援給付金(7月7日全米連より連絡)について確認された。
- 次回、常務理事会、理事会は新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みご案内いたします。
- なお、書面理事会決議後、新型コロナウイルス感染症が急激に拡大したため、教育部 日本髪講習会、着付講習会など3密を避けられないものについては、すでにFAXにてお知らせしたように、今年度は開催を見合わせることを申し添えます。

ガイドライン実施促進事業

「生活衛生営業支援・ガイドライン実施促進事業」実施要領(抜粋)

- 1 目的
本事業は、全国指導センターが都道府県指導センター及び都道府県生活衛生組合と連携し、地域生活衛生者の巡回指導等を実施することにより、業種別ガイドラインの徹底を促進する。
- 2 事業の実施期間
令和2年7月20日から令和3年1月末日まで
- 3 事業内容
事業実施区域により任命された専門指導員(保健組合職員・経営特別相談員・経営指導員)は、「経営再建支援・業種別ガイドラインチェックシート」(以下「チェックシート」という。)を活用し、業種別ガイドラインの徹底状況の把握・指導を行う。
① 巡回指導は店舗、施設(以下「事業所」という。)単位で実施することとする。
② 巡回指導は1事業所に対して原則2回実施することとし、巡回指導において以下の指導を行うこととする。
【巡回指導1回目】
・事業所における業種別ガイドラインの実施状況の確認及び改善指導
→チェックシートの1回目の欄にチェックを記入し、その時点における達成状況を把握
【巡回指導2回目】(1回目の巡回指導から一定期間(2~3週間)を空けて実施)
・業種別ガイドラインの実施についての改善状況の把握・指導
→チェックシートの2回目の欄にチェックを記入し、改善状況を把握する。
なお、改善が十分に進んでいない場合、3回目の指導を検討する。
③ 専門指導員は、2回目の巡回指導終了までに、事業所責任者とともにチェックシートを完成させる。
④ 専門指導員は、2回目の巡回指導実施時に、業種別ガイドラインの取り組みを奨励していることを利用者にPRするための原稿持来物(感染防止対策取組保証)を交付し、原稿などに掲示するよう指導する。
- 4 その他留意事項
① 事業実施主体及び専門指導員は、本事業で知り得た指導対象事業所に関する情報を第三者に漏らすことはならない。
② 巡回指導の実施にあたっては、マスクの着用・手指の消毒の徹底など専門指導員及び指導対象事業所関係者の感染拡大防止に留意する。
③ 専門指導員は、特別な権限が与えられたものではないことを認識し、組合員同士が互いに協力し感染拡大予防対策の向上に努めること。

新型コロナウイルス 感染防止対策取組店

- ✓ 3密の回避
- ✓ マスクの着用
- ✓ 手指の消毒等
- ✓ 換気

当店は業界団体が作成したガイドラインに基づき感染防止対策に取り組んでいます。

実施団体
〇〇〇県〇〇〇〇〇〇生活衛生同業組合
(公財) 全国生活衛生営業指導センター

※ 厚生労働省の国庫補助事業として実施しています。

事務局 お盆の営業についてのお知らせ

- 8月8日(土) 9日(日) 規程の休み
- 8月10日(月) 国民の休日(山の日) 規程の休み
- 8月11日(火)~13日(木) 服務規程によるお盆休み3日
- 8月14日(金) 出勤
- 8月15日(土) 16日(日) 規程の休み

緊急連絡先

栗津副理事長 090-3268-4561

但し、緊急連絡に限らせていただきます。

本気になる気が持ちが、

京都美容専門学校
www.kyobe.ac.jp

今こそ美容業界の底力を！
見せつけましょう！
2020年度オープンキャンパス開催中。

2021年4月生 入学願書受付中
募集要項、パンフレットのご請求は下記までお問合せ下さい

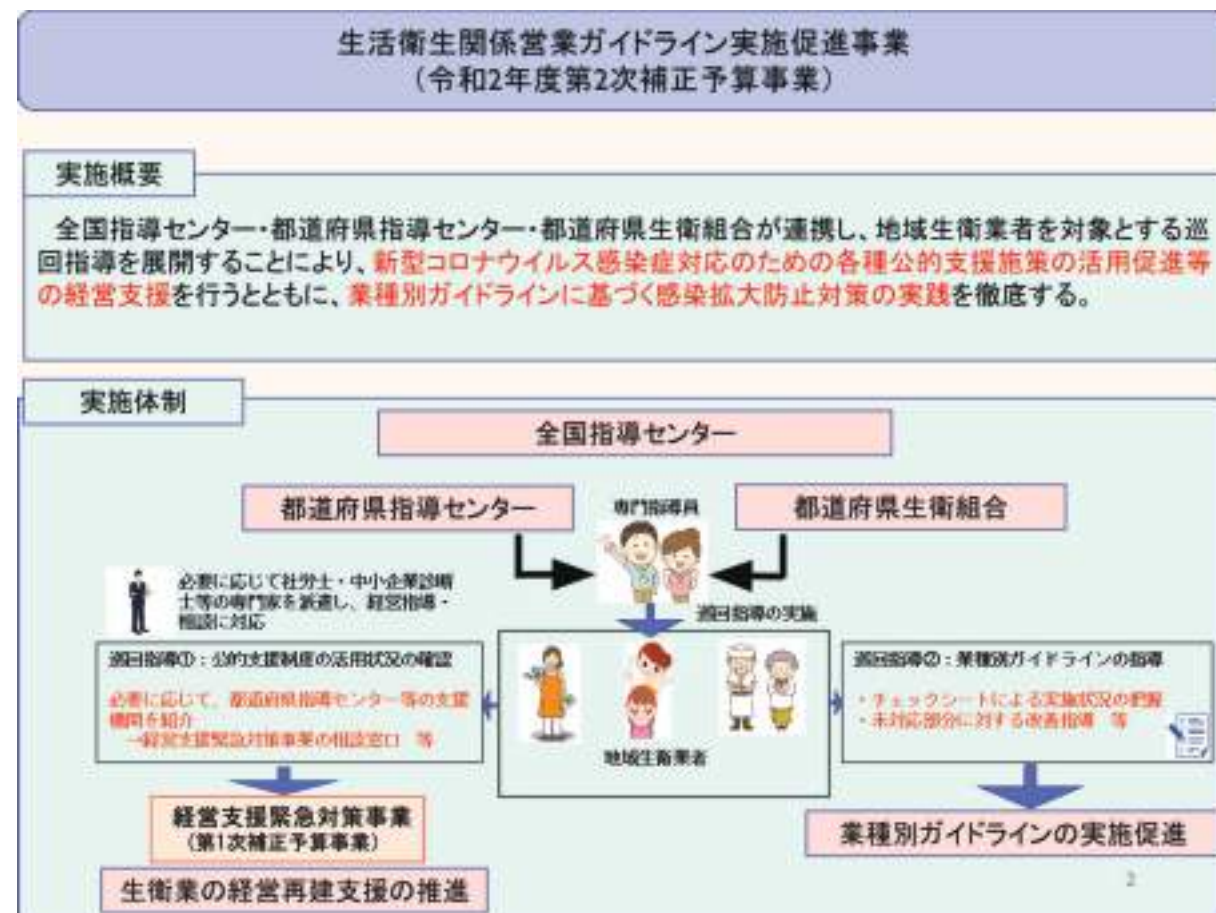
〒602-8155 京都市上京区千本丸太町下ル二筋目東入ル
Tel: 075-841-0741

ガイドライン実施促進事業

全国指導センター「ガイドライン実施促進事業」の実施要領

- 1、組合から支部へ必要書類を支部へ送付します。
 1. 業種別ガイドライン
 2. チェックシート
 3. 新型コロナウイルス感染症拡大防止の基本
 4. 感染防止対策取組店証
- 2、支部で組合員様へ感染防止対策をお願いし、チェックシート記入。
- 3、チェックシート回収とチェック項目80%以上の達成が条件で
 - 主要4項目① 3密の回避
 - ② マスクの着用
 - ③ 手指の消毒
 - ④ 換気

が守られている店舗には「感染防止対策取組店証」をお渡しします。



感染症拡大予防推進宣言事業所ステッカー

新型コロナウイルス感染症拡大予防推進宣言事業所ステッカー

京都府から連絡があり、事業者自ら感染予防対策に取り組むことを宣言する証として「新型コロナウイルス感染症拡大予防推進宣言事業所」ステッカーを 交付するとのことです。

新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインによる感染防止策に取り組んでいる事業者に新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン推進京都会議が交付します。

事業者はガイドラインに基づく感染防止策の実践を利用者に明らかにすることが出来ます。

入手方法

1. ガイドラインに基づく新型コロナウイルス感染症対策を実施する。
2. ステッカーを入手
ガイドラインに基づき適切な感染予防対策に取り組むことを宣言し、ステッカーの交付申込を次のいずれかにより行う。
 1. 京都会議参画団体（商工会、商工会議所、中央会、経済同友会など）の窓口で申し込む。
 2. 京都会議HPから申込をしてステッカーをダウンロードする。
ネットからは8月6日開始予定
3. ステッカーを店頭などに貼付する。

以上、京都府より通知がありましたので、お知らせいたします。

ガイドライン推進宣言事業所ステッカーの交付について
～ガイドライン遵守の事業所をオール京都で応援します～

ステッカーは、事業者自らが感染予防対策に取り組むことを宣言する証です

- 経済団体等は、業種別又は京都府の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインに基づき、業界を挙げて、感染防止に取り組むとともに、ガイドラインによる感染防止策の啓発や事業者に対する取組の周知・ステッカーの交付等を行います。
- 事業者等は、経済団体等から交付するステッカーを店頭等に掲示することにより、ガイドラインに基づく感染防止策の実践を利用者に対して明らかにします。
- 京都府、京都市は、経済団体、事業者等の感染防止の取組を支援します。

